

1 基本的な考え方

- 第9回本部会議において、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組をはじめとして、都としての基本的な方針を示した。
- この数日間における情勢の変化を踏まえ、基本的な方針をもとに、より具体的・集中的に取り組む対策として取りまとめたものである。
- 3つの視点を踏まえ都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、民間にお願いする事項として整理を行った。
- 今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、関係各局で連携を図りつつ更なる感染拡大防止に向けて取り組む。

2 集中的取組

以下の3つの視点から、今後3週間程度（～3 / 15）集中的取組を実施

I 医療体制の充実

相談・検査体制の強化、医療提供体制の充実、SNS等の活用 など

II 感染拡大の防止

① イベントの延期・中止、都立施設の対応等

都主催イベント等の延期・中止、都民利用施設における対応 など

② 官民におけるスムーズビズの加速化

時差ビズの推進、テレワークの強力な推進、健康管理の徹底 など

③ 学校等における対策の強化

都立学校における対応、区市町村立学校との連絡体制強化等 など

III 広報の強化徹底

広報体制の強化、新型コロナウイルス専門HPの立上げ・SNS等の活用 など

3 今後の対応

事態の進行により、対策の強化、修正、変更が必要な場合には、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部で議論し、都度、対策を迅速に具体化していく。

I 医療体制の充実

具体的対策	実施内容
<p>① 相談・検査体制の強化 【所管局：福祉保健局】</p>	<p>【相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談（コールセンター）の拡充【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を4回線から6回線に増加 ・ 多言語での相談に対応（英語、中国語、韓国語） ・ F A Xにより聴覚障害者等への相談に対応 ○ 帰国者・接触者電話相談センターの拡充【2月19日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を最大3回線から最大5回線に増加 <p>【検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間検査機関の活用【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間検査機関へ検査の一部を委託することで、1日当たりの最大検査可能件数を約100件増加 ○ 東京都健康安全研究センターにおける体制の拡充【補正予算対応予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器を追加購入することで、1日当たりの最大検査可能件数を120件から240件に増加
<p>② 医療提供体制の充実 【所管局：病院経営本部等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立・公社病院の更なる受入れの拡大（50床程度から100床程度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関等の病床の更なる活用により、受入れの拡大 ○ 感染症指定医療機関の役割を重症患者対応へシフト <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関では重症患者を、その他の医療機関では軽症～中等症患者を診察する体制の整備に向け、東京都医師会等との連携により各医療機関へ協力を要請 ○ 院内感染対策の強化
<p>③ SNS等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型配信等により、積極的な広報を展開

Ⅱ-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
<p>① 都主催イベントの 原則、延期・中止 【所管局：政策企画局等】</p>	<p>○ 「都主催イベントの取扱いについて」により、2月22日から3月15日を拡大防止の重要な期間として位置づけ、都主催イベントを以下の対応方針に基づき延期・中止</p> <p>【屋内のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模なもの、食事を提供するもの …… 原則、延期又は中止 ※ 屋内の大規模なイベントで、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、感染リスクへの必要な対策をとり、実施 <p>【屋外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を提供するもの …… 原則、延期又は中止 <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価を行い判断 （開催規模・場所、期間・時間、参加者同士の距離、参加者の特性 等） ・ 実施の場合は、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件 ・ 必要な対策が十分に実施できないと判断される場合は、延期 など <p>【例】「TOKYOふたり未来会議」（2/22中止） 「BEYOND STADIUM 2020」（2/24中止）</p>

Ⅱ-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
<p>② 都民利用施設における対応 【所管局：総務局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえ、施設の休止を判断 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都立スポーツ施設における個人利用（室内で器具等を共用するトレーニングジム等）については、3/15まで利用を中止する。順次、ホームページ等で案内する予定 ・ 職員食堂の混雑緩和 一般利用客に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけ 職員の昼休みの分散化をさらに拡大し、混雑時間帯の利用を回避 （現行11時半～13時半まで → 11時～14時まで（予定）） ○ 不特定多数の都民が訪れる都の施設について時間短縮、混雑緩和、休館等の対応を検討（都庁展望室など） ○ 窓口における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口において利用者による待機列が見込まれる場合に、電子申請の推奨や整理券配布等、利用者同士の接触を極力回避するよう運営方法を工夫 ・ 窓口業務を行う職員等のマスクの着用や手洗い、うがい等を引き続き徹底 ○ 都庁舎等の入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示 【例】 都庁舎においては、日本語、中国語、英語の3か国語により注意喚起を掲示
<p>③ 都営地下鉄におけるサーモグラフィーの設置 【所管局：交通局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅改札口付近へ赤外線サーモグラフィーを設置し、お客様が乗車前に体温を自己チェックできる体制を検討中

Ⅱ-② 感染拡大の防止（官民におけるスムーズビズの加速化）

具体的対策	実施内容
<p>① 時差ビズの推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】</p>	<p>【民間】・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメルマガ送付） ・鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ</p> <p>【都】・本庁職員全員(*)を対象として、オフピーク通勤を実施 （8:30～9:30始業を回避）（*）窓口業務等への対応職員を除く ・出先事業所では、時差出勤を前倒し実施</p>
<p>② テレワークの強力な推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】</p>	<p>【民間】・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・中小企業のテレワーク導入を専門家派遣と助成金で支援 ・経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメルマガ送付） ・鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ</p> <p>【都】・本庁職員全員(*)を対象として、週4回を目安にテレワークを実施 （*）窓口業務等への対応職員を除く ・出先事業所の一部にテレワーク端末を配備</p>
<p>③ 健康管理の徹底 【所管局：総務局、産業労働局等】</p>	<p>【民間】・①及び②の業界団体や企業への要請の際、従業員への手洗いや咳エチケットの励行を要請</p> <p>【都】・職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても、所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼 ・発熱等の風邪症状がある場合には、年休取得のほか、本人の申し出によりテレワーク又は「自宅勤務」を認める。この場合、外出禁止と定期連絡等を条件とする（当面2週間の対応）。また、出勤後に体調不安のある際は、帰宅を勧奨</p>
<p>④ 都主催会議・出張への対応 【所管局：総務局、産業労働局等】</p>	<p>【都】・都主催の会議（審議会、各局の説明会等）は、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期（当面次年度に実施） ・会議実施に当たっては、規模の見直しやテレビ会議の活用も検討 ・現地確認など業務上必要な出張は、最小限の回数や人数で実施 ・本庁・出先事業所間の打合せは、原則としてメールや電話で実施 ・事業者に対し、都との打ち合わせについては、極力メール等による実施を要請</p>

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的対策	実施内容
① 都立学校における対応【所管局：教育庁】	
感染症予防策のさらなる徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検温や手洗いの励行 幼児・児童・生徒や教職員等に対し、検温や手洗いを励行 ○ 春季休業期間中の健康観察 春季休業期間における家庭との連携による健康観察の実施
感染者が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業の実施 幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校については、自治体の保健衛生部局からの助言や協議等により、1 4 日間を目安に臨時休業を実施 ○ 濃厚接触者の把握 幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者である場合の学校への連絡を保護者に依頼
教育活動の当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式の対応 参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施 ○ 時差通学の実施 感染予防の観点から始業時間の繰下げ等、原則、公共交通機関の混雑時を避けた登下校の実施 ○ 春季休業期間の前倒し（自宅学習） 学年末考査を終了した学校から、順次、自宅学習を実施
② 区市町村立学校との連絡体制強化等【所管局：教育庁】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校の方針を区市町村教育委員会と共有するとともに、連絡体制の強化を図り、取組を支援

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的対策	実施内容
<p>③ 私立学校に対する対応 【所管局：生活文化局】</p>	<p>○ 文部科学省の方針等や、都立学校における取組等について情報提供を行い、私立学校における適切な対応を要請する。</p>
<p>④ 首都大学東京における対応 【所管局：総務局】</p>	<p>○ 文部科学省の方針等を踏まえ、感染者が発生した場合は、出席停止や臨時休業などの対応を実施</p> <p>○ 入試を除き、イベントは原則、延期又は中止の方向で検討中。 3月15日以降となる、卒業式、入学式の取り扱いについては、別途検討</p>
<p>⑤ 社会福祉施設等における対応 【所管局：福祉保健局】</p>	<p>○ 都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを受け、社会福祉施設等向けに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項を作成、周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会の自粛 ・ 職員、利用者の検温と健康観察の徹底 ・ 施設と医療機関、東京都所在地自治体との連絡体制の確認

Ⅲ 広報の強化徹底

具体的対策	実施内容
<p>① 広報体制の強化 【所管局：政策企画局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを新たに設置 ＜メンバー＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策企画局報道担当理事をトップとする。 ・ 政策企画局、戦略政策情報推進本部、総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、教育庁
<p>② 新型コロナウイルス専門HPの立上げ、SNS等の活用 【所管局：政策企画局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特設サイトの拡充、SNS等、デジタルメディアの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の新型コロナウイルス感染症対策特設サイトについて、より分かりやすい内容に拡充 ・ 動画やインフォグラフィックを活用したわかりやすいコンテンツを作成し、内容を充実 ・ 同様の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型発信等により、積極的な広報を展開（再掲） ○ 新たな専用ホームページの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時性のあるデータ発信が可能な機能を搭載 ・ 海外向けの発信を想定したビジュアルを呈した内容により構成

Ⅲ 広報の強化徹底

具体的対策	実施内容
<p>③ 患者等に対する人権への配慮を呼びかけ 【所管局：総務局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メッセージの発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不確かな情報に惑わされて患者や対策に関わった方々の人権侵害が行われることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけ ○ 相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な相談窓口の周知を図る。
<p>④ 新型コロナウイルス感染症に係る労働相談 【所管局：産業労働局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の各労働相談情報センターにおいて、社員間でのハラスメント等のトラブル抑止の相談等に対応